

令和8年農作業臨時雇用標準賃金のお知らせ

弘前市農業委員会

令和8年の農作業臨時雇用標準賃金を次のとおり設定しました。

経営計画の参考として、お役立てください。

なお、標準賃金ですので、当事者間で賃金を取り決める際の参考としてご利用ください。

作業名	単位	金額(円)	備考
雇用賃金	1時間	1,100	<u>まかない</u> <u>抜き</u>
田植え		1,100	
稲刈り		1,100	
整枝せん定		1,680	
人工授粉		1,050	
摘花・摘果		1,050	
袋かけ		1,050	
除袋・葉とり・収穫		1,100	
農作業一般		1,120	
オペレーター	1時間	1,300	<u>まかない</u> <u>抜き</u>
トラクター		1,300	
乗用田植機		1,300	
コンバイン		1,300	
スピードスプレイヤー		1,350	
請負料金	10a	5,500	機械・ 運転手付き <u>まかない</u> <u>抜き</u>
水田耕起		6,000	
畑耕起		5,700	
荒かきのみ (又は、代かきのみ)		7,300	
荒代かき		6,700	
田植機		19,500	
苗なし		27,800	
稚苗付き		16,840	
中苗付き		29,000	
コンバイン		4,840	
乾燥なし			
乾燥まで			
ロールベーラー(糸あり)			
乾燥機	1俵	1,500	生脱穀
スピードスプレイヤー	1,000ℓ	8,500	薬剤費別

※参考 青森県最低賃金は、令和7年11月21日から時給1,029円に改定されました。